

「進む家裁所長の地裁所長との兼務化」

8月1日発行の『裁判所時報』をみて一瞬目を疑った。『裁判所時報』とは最高裁事務総局が毎月1日と15日に発行する裁判所向けの内部広報誌である。裁判例や最高裁判例要旨、さらには人事異動なども載る。私は毎号この人事異動欄をチェックしている。同号で驚いたのは、7月7日に竹内民生・宇都宮家裁所長が定年退官し、翌日付で岩井伸晃・宇都宮地裁所長が宇都宮家裁所長を兼務する人事が出ていたからである。

地裁と家裁は各都府県に1ずつと北海道に4つずつの、合計50ずつが全国にある。従来、地裁と家裁で所長が別々に置かれる裁判所が26、地裁所長が家裁所長を兼務する裁判所が24あった。前者の専任の所長が置かれる家裁を独立家裁ないしは所長専任庁という。おおむね人口の多い都府県と札幌には独立家裁が置かれていた。

ところが、2015年以降独立家裁を「つぶす」人事が徐々に行われるようになった。1例目として山口家裁所長が2015年12月15日に定年退官し、翌日付で宇田川基・山口地裁所長が山口家裁所長を兼務した。逆に、家裁所長が地裁所長の異動に合わせて地裁所長を兼務したのが2例目である。2016年6月25日付で田近年則・金沢家裁所長が金沢地裁所長にも就いた。3例目は1例目と同様に、2016年10月1日付で岸和田羊一・長崎地裁所長が前日に定年退官した長崎家裁所長のあとを継いだものである。さらに、4例目は2例目と同じく、2016年12月10日付で伊名波宏仁・松山家裁所長が、異動で空席になった松山地裁所長を兼ねた。

この2年間で4つの家裁所長ポストが地裁所長ポストとの兼任となった。所長ポストの実数は76から72へと減った。この司法「行革」の傾向は今後も続くと考えられた。次はどこか、私は以下の予想を立てて授業でも話していた。高裁所在地（東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松）の家裁は各高裁管内の家裁の司令塔であるから、まずありえない。事件数の多い関東6県と政令指定都市の家裁も見送られるだろう。すると残る独立家裁は福島家裁と那覇家裁になる。これらが「危ない」と。なので、まさか宇都宮とは。

『裁判所時報』7月15日号掲載の「資料」によれば、家裁に申し立てられた2017年の事件総数は105万0187件で、前年に比べて2.7%増えている。またそこには、1979年から2017年までの「家事事件の新受事件総数の推移」が折れ線グラフで示されている。それをみると、1993年までは多くても約40万件で横ばいだったのが、それ以降毎年のように増加して2016年には100万件を突破している。家裁の仕事は増える一方で、専任所長を兼任化するのはこの趨勢に逆行するものだ。

東京など5つの家裁所長を歴任し、女性裁判官としてはじめて高裁長官に栄進した野田愛子元札幌高裁長官はこう書いている。「日本の家庭裁判所は、家事事件と少年事件とを包括的に扱う裁判所としては、世界でも最もユニークな、法的にも整備された制度と考える。（略）何処の国にも日本のような家庭裁判所は存在しない」（野田『家庭裁判所とともに』日本加除出版）。

家裁を蔑ろにする人事を進める最高裁の人事当局に、この大先輩の家裁にかけた矜持を聞かせてやりたい。